

めて行う神嘗祭。その年の新穀を以て、自ら天照大神をはじめ天神・地祇を祀る大礼で、神事の最大のものでされる。

注⑪ 悠紀に関する方。悠紀に関する物事。悠紀とは、大嘗会の時、新穀を奉るべき東方の国。中古から近江国があてられた。斎忌・由基とも書く。これに対するのが主基〔すき。悠紀に対して西方〕。

注⑫ 八代集の一。20巻。寿永2年〔1183〕後白河法皇の院宣によって文治3年〔1187〕藤原俊成撰。撰歌は、一条天皇時代〔986～〕頃から2百年にわたり、「後拾遺和歌集」〔ごしゅういわかしゅう。20巻。藤原通俊が白河天皇の勅によって、応徳3年〔1086〕撰進した勅撰集〕に洩れたものからえられた。温雅幽寂な歌風の歌が集成されている。

資料 仙台市史第7、8巻

残月台本荒萩（「仙台叢書」第1巻の内）

大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

天保二・三年製作仙台北城絵図〔「宮城県史」第2巻の内、「仙台市史」第9巻附録〕

伊達政宗誕生伝説考（小林清治、「仙台郷土研究」第18巻第4号の内）

## 84 公儀使とは如何なる役職か

問 元禄15年12月15日、目的を遂げた赤穂浪士が泉岳寺に引揚げる途中、伊達家芝邸門前にさしかかった一行に、即製の糰粥〔ほしいがゆ〕を供してねぎらったと聞いています。その処置をとったという大堀亮隆〔おおほりすけたか〕の役職公儀使とはどのようなものですか。

答 徳川体制が確立するに従い、諸藩は、常時幕府当局との連絡を緊密にすることが必要となってきました。そのために各藩は、留守居と称する練熟有能な専任者をそれぞれの江戸邸に置き、外交官的役割を果たさせるようになりました。これは、津の藤堂高虎が慶長18年〔1613〕に、在国中不在となる江戸における公私の便をはかるため、留守居の役を置いたのが始まりで、他の諸侯がこれにならうようになったものです。留守居は、江戸屋敷に常駐し、自藩の幕府に対する公務連絡をつかさどり、兼ねて同列親近諸藩との交際<sup>(1)</sup>に当るのが、各藩とも共通の主たる任務でした。幕府もまた、諸藩に対し通達<sup>(2)</sup>することがあれば、大目付が留守居を招集して行うのが例となりました。伊達家でも、留守居の職務を行う役人を、江戸邸に常置<sup>(3)</sup>しています。伊達家独特の職名で公儀使〔こうぎつかい〕と称するものです。これは、最初聞番〔ききばん〕といい、後に改称したものです。「藩臣須知」（「宮城県史」第32巻の内）に『他所江対し御役人之名目申様……公儀使ハ留

守居』とあるように、対外的には便宜上、他藩並みの留守居と呼び替えることになっていました。この公儀使について「伊達家史叢談」巻之15（伊達邦宗）に、次の記事があります。『公儀使ハ、幕府ト本藩トノ外交上ノ事務ヲ弁ズル役人ニシテ、時々公儀ニ御使ヲ勤ムルヲ以テ此名アリ、我藩ニテハ斯ク称スレドモ、幕府ニ対シテハ其藩ノ留守居ト称セリ、公儀使ハ尤モ世故ニ長ケ、礼節ニ長ジ、弁舌能アル者ヲ選ビ、常ニ藩邸ノ役宅内ニ住ス』。公儀使は若年寄の支配に属し、役列は地方行政担当の郡奉行の直上位となっていました。

注(1) どうとうたかたら。近世初期の武将。近江の人。入道して白雲と号した。浅井長政・羽柴秀長及びその子秀保に仕え、後に高野山に入ったが、豊臣秀吉に召し出されて宇和島城主となり、朝鮮征伐にも参加した。秀吉の死後は徳川氏に属し、関が原・大坂の役の戦功により、伊勢・伊賀32万石に封ぜられた。寛永7年〔1630〕75才で歿した。

注(2) 江戸城内での殿中席次同等の藩。大名の格式が官位・領土・家格等の格差により次の8段階に区分され、詰所すなわち殿中席次がきめられていた。1 大廊下（三家及び前田家・越前家）。2 大広間（外様の大身。伊達家の詰席は此処であった）。3 溜之間（家門すなわち家康以後の分家である高松・桑名。井伊・会津などの譜代の門閥）。4 帝鑑之間（譜代の城主格60家）。5 雁之間（板倉・稲葉など譜代の中堅40余家）。6 柳之間（10万石以下の外様）。7 菊之間（3万石以下の譜代）。8 無席（詰所なし。無席大名7家）。詰席同一すなわち同列の大名同志は、接触の機会が多く、利害関係を共通にするので交際があった。その家臣である留守居仲間も詰席毎に寄合を作っていた。

注(3) おおめつけ。江戸幕府の職名。老中の配下にあつてその耳目となり、諸務を監督し、諸大名の行動を監察し、諸吏の怠慢を摘発する権限をもつ。そのため「大名目付」とも呼ばれた。寛永9年〔1632〕設置した総目付の改称。定員4～5名のうち、1人は軍事に関係深い道中奉行、1人は宗門改を兼ねる。旗本中の俊秀な人材から任用された。将軍に直訴できる立場にあり、老中支配でありながら逆に老中を監察した。その職務柄から大名の待遇を受けた。なお大目付は目付を指揮干渉するものではなく、両者は全く別個な権限をもつものであった。目付は若年寄に直屬して旗本等を監察する役職であった。

注(4) 「奥羽方言今昔談」（藤原相之助、「方言」第6巻第1号の内）に「お国言葉」が如何に堂々と尊重されたかを思わせる次のような記事がある。『各領とも方言を矯正することはしなかった。それは他に標準とすべき言語を認めないからだ。公儀使は職業的に共通語を操って用を弁じた。江戸方言〔田舎弁〕は一般に標準ともしなければ、その權威を認めようとしなかった。仙台で偶々江戸弁を使うものがあれば、下品な「折助〔おりすけ。武家の下僕〕弁」と軽蔑された』。各大名領の言葉は、それぞれ「お国言葉」と称し、他領に対しても堂々と胸を張って常用した。

注(5) 若老・小老ともいい、奉行を補佐して伊達家の庶政を司り、また奉行・出入司支配外の

「詰所以上之輩」すなわち大番士以上の伊達家中の進退を司った。兵具・馬・年譜・幕小旗・大筒稽古〔砲術〕・堂形〔弓術〕・討芸〔武術〕・乱舞方〔能楽〕の事務を掌り、人によっては評定役・鷹方の事務をも兼帯した。若年寄の初見は寛文6年〔1666〕6月西大条定賀・茂庭姓元の両名で、定員はない。「肯山公治家記録」前編卷之4、寛文6年7月14日の条に『如例年御船入へ漁獵ニ御出、奉行衆若老出入司小姓頭目付懐守医師公義使各肴献上……』と「若老」の職名が出ている。若老は、藩の支配機構が複雑になり、職掌が細分化するにつれて、奉行執行部分の中から庶政部分を担当することになり、寛文頃職制の上に定められたものである。

注(6) 出入司〔しゅつにゅうづかさ。財政・地方行政を司る〕に直属し、郡村の民政・司法・警察・勸業・経済等広汎な業務を担当する。2、3百石級の大番士から登用され、旅扶持20人分〔1人扶持は1石8斗〕を加給された。仙台領21郡970箇村は南方〔みなみかた。刈田郡・伊具郡・柴田郡・宇田郡・亘理郡・名取郡・宮城郡〕・北方〔きたかた。宮城郡高城・桃生郡深谷・遠田郡・黒川郡大谷・黒川郡・加美郡・志田郡・玉造郡・栗原郡〕・中奥〔なかおく。一迫・二迫・三迫・登米郡・本吉南方・牡鹿郡・磐井郡流〕・奥〔おく。磐井郡・胆沢郡・江刺郡・気仙郡・本吉北方〕の4区に分割し、各区域を担当する郡奉行が1名宛任命された。平常は城中において執務し、春秋2回各分担区を巡察した。配下に現地駐在の代官以下の諸役があった。

資料 伊達家史叢談卷之15（伊達邦宗）

## 85 雪形六出の構え

問 宮城刑務所の明治の建て物六角塔について調べている者です。「宮城刑務所設置事情史」（山田野理夫著、昭和30年宮城刑務所発行）の19ページに、次の部分があります。『この集治監<sup>(1)</sup>は監獄建築として異色あるものだ。当時の国内監獄は皆この様式によったものだが、中央に見張の六角塔が聳え、六棟の獄舎が放射状に配置され、中央からの監視が行き届く設計だ。この設計はドイツ人だと古老が言っているが審かでない。人は<sup>××××</sup>雲形六出の構えとよんだ』。この「<sup>××××</sup>雲形六出の構え」とは、どのようなものですか。

答 「<sup>×</sup>雲形六出の構え」は「<sup>○</sup>雪形六出の構え」の誤りです。「東北のお国ぶり」（田村昭）にも『旧若林城跡に「<sup>×</sup>雲形六出の構」と称する中央の塔から監視が行届くようになっている<sup>××××</sup>レンガ造の巨大<sup>(2)</sup>な監獄ができあがった。』など、特に最近の出版物の中には、よくそのように誤まって書かれてい